

浦 監 第 253 号
平成 26 年 12 月 24 日

浦安市監査委員	黒 田 レイ子
同	佐久間 秀 雄
同	辻 田 明

平成 26 年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告の公表について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果の報告を決定したので、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 26 年度定期監査（教育総務部・小中学校）の結果報告書

1 監査の範囲

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

2 監査の実施期間

平成 26 年 9 月 1 日から平成 26 年 12 月 11 日

3 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を行うとともに、平成 26 年 9 月 28 日に次の学校の現地調査を実施した。

小学校（6 校：北部小学校・美浜南小学校・東小学校・美浜北小学校・高洲小学校・日の出南小学校）

中学校（3 校：堀江中学校・入船中学校・美浜中学校）

4 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

また、このほか、事務処理上の軽易な誤り等（注意事項）があったことから、別途、注意し改善を求めた。

(1) 学校徴収金について【学務課】

① 年度当初の学級費等において、教師の立替えのあった学校(美浜北小学校・高洲小学校・入船中学校・美浜中学校)が見受けられた。今後は、適正な事務処理を行うよう指導されたい。(改善事項)

② 修学旅行費について、保護者が旅行会社の積立てプランを利用して、旅行会社へ直接申込みをしている学校(堀江中学校)が見受けられた。その積立金や修学旅行後の清算金は旅行会社が保管しており、預り書の提出を求めたところ、旅行会社の担当者名によるものであった。

旅行会社が直接、修学旅行費を集金する方法については、学校側にとって事務処理の軽減になるが、修学旅行は学校行事のため、学校が責任を持って管理できるよう改善されたい。

(改善事項)

(2) 理科準備室の薬品管理について【指導課】

① 薬品の管理台帳について、管理台帳の記載漏れ(北部小学校・東小学校・高洲小学校)や薬品の残量の不一致(美浜北小学校)など不備がある学校が見受けられた。管理台帳については、これまでの定期監査において

もたびたび改善を求めているところである。各学校の状況を再度確認し、管理の徹底に努められたい。(改善事項)

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるとして認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。